

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年8月12日

【四半期会計期間】 第35期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

【会社名】 ナビタス株式会社

【英訳名】 NAVITAS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上野良武

【本店の所在の場所】 大阪府堺市堺区石津北町9番1号

【電話番号】 072(244)1231(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 眞柄光孝

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市堺区石津北町9番1号

【電話番号】 072(244)1231(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 眞柄光孝

【縦覧に供する場所】 ナビタス株式会社東京支店
(東京都豊島区巣鴨一丁目2番5号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第34期 第1四半期 連結累計期間		第35期 第1四半期 連結累計期間		第34期	
		自 至	平成24年4月1日 平成24年6月30日	自 至	平成25年4月1日 平成25年6月30日	自 至	平成24年4月1日 平成25年3月31日
売上高	(千円)		822,991		844,991		3,623,943
経常利益	(千円)		13,015		48,738		203,430
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失()	(千円)		4,387		29,781		113,150
四半期包括利益又は包括利益	(千円)		14,556		37,298		154,337
純資産額	(千円)		3,609,044		3,750,256		3,745,096
総資産額	(千円)		4,646,124		4,772,649		4,789,767
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損 失金額()	(円)		0.97		6.95		26.01
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)		-		-		-
自己資本比率	(%)		77.7		78.6		78.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、第34期第1四半期連結累計期間については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間における世界経済について、米国経済では雇用環境の改善を受け失業率低下により個人消費が緩やかに拡大しております。しかし、欧州経済は依然として金融不安が残り、景気も低迷が続いており、また、中国経済はGDP成長率の低下により景気拡大は鈍化し、東南アジア・ASEAN諸国についても全体として成長率は低下しております。

日本国内については、金融・財政政策により円高基調が改善され、雇用環境や個人消費の面で改善が見られるなど景気の回復が期待される中、当社グループの取引先業界のIT家電を含む家電業界は低迷しておりますが、その他の業界では回復の兆しを伺っております。しかしながら、設備投資意欲については未だ旺盛な状況にあるとは言えず、依然として予断を許さない市場の状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは新商品の開発を含めた積極的な提案型営業を展開する一方、引き続き固定費削減に取り組んでおり、その結果、当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高は8億44百万円（前年同期比2.7%増）となりました。また、利益面におきましては、営業利益が37百万円（前年同期比236.5%増）、経常利益が48百万円（前年同期比274.5%増）となり、四半期純利益29百万円（前年同期は四半期純損失4百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比較して17百万円減少し、47億72百万円となりました。これは主として受取手形及び売掛金が37百万円、仕掛品24百万円増加し、現金及び預金が42百万円、商品及び製品が17百万円、流動資産（その他）が10百万円減少したことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末と比較して22百万円減少し、10億22百万円となりました。これは主として流動負債（その他）が34百万円増加し、支払手形及び買掛金が16百万円、未払法人税等が29百万円減少したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末と比較して5百万円増加し、37億50百万円となりました。これは主として為替勘定調整勘定が10百万円増加し、利益剰余金が2百万円、その他有価証券評価差額金が3百万円減少したことによるものであります。

これらの結果、自己資本比率は、前連結会計年度末と比較して0.4ポイント増加し、78.6%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りです。

当社は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社の取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者またはその提案者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「本方針」といいます。）を導入しております。

本方針に対する基本的な考え方

当社株式は、自由な取引が認められており、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案にする判断は、最終的に当社株式を保有する当社株主の皆様にご委ねられるべきものであると考えます。

もっとも、大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様の株式の売却を事実上強要するおそれのもの等もあります。大規模買付行為がなされた場合、株主の皆様にご判断いただくためには、当社取締役会及び大規模買付者双方から株主の皆様にご適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。大規模買付行為による当社及び当社グループへの影響、大規模買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針や事業計画の内容、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等は、株主の皆様にご判断いただく際の重要な判断材料になるものと存じます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に関しては、大規模買付者から事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される機会を確保し、かかる情報が提供された後、速やかに大規模買付行為の是非を検討して、独立の外部専門家等の助言を受けながら意見を形成し、公表する所存であります。更に、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。

かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様には当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が当社取締役会から提示された場合には）その代替案をご検討いただくことが可能となり、最終的な応否を適切に決定していただけることとなります。

当社取締役会は、大規模買付行為が上記の意見を具現化した一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することいたしました。

大規模買付ルールの概要

イ．対象となる買付

大規模買付ルールは、以下のいずれかに該当する買付その他の取得若しくはこれらに類似する行為またはこれらの提案がなされる場合を適用対象とします。

- a．当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得
- b．当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券などの株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上になる買付

大規模買付者は、大規模買付ルールに定められる手続に従うものとし、同ルールに従い当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、大規模買付行為を実施してはならないものとします。

ロ．意向表明書の提出

大規模買付者は、大規模買付の開始または実行に先立ち、大規模買付ルールの手続きを遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言、買付者が反社会的勢力などでないことを誓約する文言を含む書面（買付者の代表者による署名または記名押印のなされたもので、条件、留保等の付されていないものとし、）及び当該署名または押印を行った代表者の資格証明（以下、これらを合わせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して日本語で提出していただきます。

意向表明書には、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店、事務所の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている大規模買付行為の概要等を明示していただきます。

ハ．大規模買付者に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために、大規模買付者に対して具体的な大規模買付行為の内容に関する情報や大規模買付者に関する必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者から、速やかに当該リスト記載の情報を記載した書面を当社取締役会に対して日本語で提供いただきます。

大規模買付情報の内容を以下に例示しておりますが、これに限定されるものではありません。

- a．大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の具体的な名称、所在地、代表者の氏名、会社等の目的及び事業内容、沿革、役員の経歴、資本構成、直近3事業年度の財務内容、設立準拠法、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- b．大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性、買付等の後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。）
- c．当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、額及びその算定根拠を含みます。）
- d．当社株式の取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- e．買付等完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策その他企業価値・株主の皆様との共同の利益の確保・向上に関する方針（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- f．買付等の後における当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員その他当社にかかる利害関係人の処遇方針
- g．その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報を精査し、当初提供していただいた情報だけでは不十分であると考えられる場合には、大規模買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定め、必要情報を追加提供するよう求めることがあります。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

ニ．取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とし、その期間内に大規模買付行為についての取締役会としての意見を形成します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

ホ．独立委員会の設置

大規模買付ルールにおいて、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします。当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会による大規模株式買付への評価を求めます。独立委員会は、大規模買付情報の提供を受け、大規模買付行為を評価し、対抗措置発動の実施または不実施等につき、慎重に審議し、当社取締役会に対し、勧告を行います。

なお、独立委員会は、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者、会社経営者として実績・経験を有する社外にある者等の有識者3名以上の独立委員で構成されており、その判断の合理性・客観性を高めるために必要に応じ、当社の費用で当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。

ヘ．情報開示

当社は、本ルールの運用に際し、その透明性を高めるため、適用ある関係法令または金融商品取引所の規定等に従い、本ルールの各手続の進捗状況（意向表明書が提出された事実、大規模買付情報の提供の完了、独立委員会の設置）、大規模買付に対する当社代表取締役の意見、代替案の概要若しくは独立委員会による勧告の概要、当社取締役会決議の概要、その他当社取締役会または独立委員会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

大規模買付行為がなされた場合の対応

イ．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません（当該買付提案についての反対意見の表明、代替案の提示等を行うことはございます）。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ロ．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社の定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家の意見も参考にし、また、監査役の意見も十分に尊重したうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

八．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するも、大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうと判断された場合

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家等の意見も参考にし、監査役の意見も十分尊重し、独立委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える対抗手段を取ることがあります。

二．対抗措置発動の中止について

対応措置の発動を決定した後、大規模買付者から必要かつ十分な情報の提供があり、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると独立委員会が勧告し、当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を取りやめます。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は20百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,780,000
計	15,780,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,722,500	5,722,500	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は1,000株でありま す。
計	5,722,500	5,722,500		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	-	5,722,500	-	1,075,400	-	942,600

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,437,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,243,000	4,243	
単元未満株式	普通株式 42,500		
発行済株式総数	5,722,500		
総株主の議決権		4,243	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には当社所有の自己株式338株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) ナビタス株式会社	大阪府堺市堺区石津北町9 番1号	1,437,000		1,437,000	25.11
計		1,437,000		1,437,000	25.11

(注) 当第1四半期会計期間末の自己株式数は1,437,338株であります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,617,318	1,574,372
受取手形及び売掛金	785,454	822,983
商品及び製品	73,617	56,260
仕掛品	137,106	161,675
原材料及び貯蔵品	125,517	126,258
その他	70,065	59,085
貸倒引当金	2,434	2,442
流動資産合計	2,806,646	2,798,192
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	539,402	532,769
土地	1,015,560	1,015,560
その他（純額）	41,688	42,100
有形固定資産合計	1,596,651	1,590,430
無形固定資産	5,373	5,220
投資その他の資産		
投資有価証券	333,071	326,893
その他	55,276	59,242
貸倒引当金	7,251	7,330
投資その他の資産合計	381,096	378,805
固定資産合計	1,983,121	1,974,456
資産合計	4,789,767	4,772,649

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	737,814	721,438
未払法人税等	49,585	20,573
未払消費税等	8,889	7,585
賞与引当金	22,409	25,209
その他	98,944	133,491
流動負債合計	917,643	908,298
固定負債		
退職給付引当金	40,967	38,493
役員退職慰労引当金	75,101	68,104
その他	10,958	7,497
固定負債合計	127,027	114,094
負債合計	1,044,671	1,022,392
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,075,400	1,075,400
資本剰余金	942,600	942,600
利益剰余金	2,155,246	2,152,888
自己株式	456,457	456,457
株主資本合計	3,716,789	3,714,431
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	21,732	18,715
為替換算調整勘定	6,575	17,110
その他の包括利益累計額合計	28,307	35,825
純資産合計	3,745,096	3,750,256
負債純資産合計	4,789,767	4,772,649

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	822,991	844,991
売上原価	604,054	600,688
売上総利益	218,937	244,303
販売費及び一般管理費	207,940	207,297
営業利益	10,996	37,005
営業外収益		
受取利息	21	81
受取配当金	472	5,699
受取賃貸料	2,937	3,249
為替差益	-	1,749
その他	246	1,047
営業外収益合計	3,677	11,827
営業外費用		
為替差損	1,025	-
自己株式取得費用	400	-
その他	232	94
営業外費用合計	1,658	94
経常利益	13,015	48,738
特別損失		
工具器具備品除却損	20	-
投資有価証券評価損	2,059	-
特別損失合計	2,079	-
税金等調整前四半期純利益	10,936	48,738
法人税等	15,323	18,957
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	4,387	29,781
四半期純利益又は四半期純損失()	4,387	29,781

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	4,387	29,781
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	16,383	3,017
為替換算調整勘定	6,214	10,534
その他の包括利益合計	10,168	7,517
四半期包括利益	14,556	37,298
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	14,556	37,298
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当第1四半期連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	
税金費用の計算	
当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。	
ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。	

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	43,795千円	76,926千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次の通りであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	12,164千円	10,296千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	35,839	7.5	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	32,138	7.5	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社及び連結子会社の事業は、印刷機器関連の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額()	0円97銭	6円95銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)	4,387	29,781
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期 純損失金額()(千円)	4,387	29,781
普通株式の期中平均株式数(株)	4,541,495	4,285,162

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
 なお、前第1四半期連結累計期間については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月12日

ナビタス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 敏 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笹山 直 孝

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナビタス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ナビタス株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。